

会 議 録

会議の名称	第 24 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	平成 29 年 7 月 4 日 (水) 14:00~15:15
開催場所	飯塚市役所本庁 5 階 研修室
出席委員	依田委員、岡松委員、高倉委員、深町委員、石原委員、宮嶋委員、永末委員、城丸委員、道祖委員、溝口委員 (代理：副所長 原田 様)、八尋委員、森委員、中村委員、江島委員
欠席委員	竹下委員、宮崎委員
事務局職員	鬼丸都市建設部長、今井都市建設部次長、堀江都市計画課長、田中都市計画課長補佐、榊都市政策係長、都市計画課職員 垣内、亀口
	<p>事務局</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年 第 24 回 飯塚市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>私は本日の進行役を務めさせていただきます、都市計画課長補佐の 田中 でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、改選後、初めての審議会でございますので、開会に先立ちまして、任命書の交付を行います。任命書の交付は、代表 1 名にお願いしたいと思います。</p> <p>任命書の交付日につきましては、前都市計画審議会の任期満了日の翌日であります平成 29 年 6 月 1 日としております。</p> <p>片峯市長、演台の前のほうへよろしくお願ひいたします。</p> <p>委員を代表しまして、依田浩敏様に任命書の交付を受けていただきたいと思いますので、依田様、前の方へお願ひいたします。</p> <p>市長</p> <p>依田博敏さま飯塚市都市計画審議会委員を任命します。任期は平成 31 年 5 月 31 日までの間とします。平成 29 年 6 月 1 日飯塚市長片峯 誠。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>事務局</p> <p>依田様ありがとうございました。どうぞご着席ください。</p> <p>なお、各委員におかれましては、お手元の封筒に任命書を入れておりますので、</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>引き続き、片峯市長よりあいさつを申し上げます。</p>

市長

皆様こんにちは、この度は、飯塚市都市計画審議会委員にご就任いただき、まことに有難うございます。

本市は、平成22年に都市計画マスタープランを策定し、既存の市街地や地域の拠点エリアの充実と交通網の確保により本市全体の暮らしの質の向上を目指す、「拠点連携型の都市」の実現を進めており、平成22年度の中心市街地活性化の取り組みから昨年度に「立地適正化計画」を本審議会の皆様からご意見を頂戴しまして策定をしたところでございます。このような取り組みが国の高い評価を受けまして、本年5月には国土交通省より「コンパクト・プラス・ネットワークに取り組むモデル都市」として全国10地区のひとつに選ばれ、更には、6月に都市計画協会主催のコンパクトシティ大賞を新潟県見附市とともに受賞いたしました。

一方で、都市全体を見渡しますと、飯塚市の特色としましては、筑穂地域や庄内地域をはじめとする緑豊かな自然、福岡都市圏や北九州都市圏との交通ネットワークの充実、市内3大学の立地など、これらの特色を活かしつつ、また、農地の保全、空き家や空き地の活用、交通空白地の解消等、都市の課題の解消を図りつつ、都市計画がまちづくりの一翼を担っていくことが必要だと考えております。

このようなことから、本審議会の果たす役割は今後益々重要なものになると考えており、さらには、これから方向性が固まってまいります「地方卸売市場」について、その土地利用に関する審議等も皆様方をお願いする時期がくるかと考えております。

本審議会での皆様のご意見をもとに、飯塚市が未来に向けてさらなる発展を遂げることができるよう私どもも努力してまいりますので、今後、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本審議会の益々のご発展と委員の皆様方の活躍を祈念申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

以上で任命書の交付を終了いたします。

なお、片峯市長はここで退席させていただきます。

それでは、本日の議事事項に入ります前に、演台の移動等を致しますので、しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。審議会を再開させていただきます。

議事に移ります前に、次第書には記載してありませんが、改選後初めての審議会ですので、順不同ではございますが、各委員のご紹介をさせていただきます。

お名前を呼ばれた委員におかれましては恐れ入りますが、その場で結

構ですので、一言ご挨拶をお願いいたします。

事務局

まず、学識経験者の方から順番にご紹介させていただきます。

近畿大学産業理工学部 建築・デザイン学科 教授の依田 浩敏 委員
です。

委員

依田でございます。どうぞよろしくお願いいたします

事務局

飯塚商工会議所 理事・事務局長の 岡松 明人 委員です。

委員

岡松でございます。宜しくお願いいたします。

事務局

いいつか男女共同参画推進ネットワーク 副代表の 高倉 安子
委員です。

委員

高倉です。宜しくお願いします。

事務局

飯塚市農業委員会 会長の 深町 義則 委員です。

委員

深町です。宜しくお願いします。

事務局

飯塚市商工会 会長の 石原 敬 委員です。

委員

石原でございます。宜しくお願いします。

事務局

次に市議会より

飯塚市議会議員の 宮嶋 つや子 委員です。

委員

宮嶋でございます。宜しくお願いいたします。

事務局

同じく飯塚市議会議員の 永末 雄大 委員です。

委員

はい永末です。宜しくお願いします。

事務局

同じく飯塚市議会議員の 城丸 秀高 委員です。

委員

城丸です。宜しくお願いします。

事務局

同じく飯塚市議会議員の 道祖 満 委員です。

委員

はい。道祖です。宜しくお願いします。

事務局

次に関係行政機関より、
福岡県飯塚県土整備事務所 所長の 溝口 信二 委員につきましては

本日欠席でありますので、福岡県飯塚県土整備事務所 副所長の
原田 昌宏 様に代理で出席いただいております。

委員

原田でございます。本来であれば所長が出席するところでございます
けれども所用のため私が出席させていただいております。宜しくお願い
いたします。

事務局

福岡県飯塚農林事務所 農山村振興課長の 八尋 康徳 委員です。

委員

八尋でございます。宜しくお願いいたします。

事務局

続きまして、住民代表といたしまして
飯塚市自治会連合会 副会長の 森 昭 委員です。

委員

森でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局

飯塚市自治連合会 理事の 中村 香代 委員です。

委員

中村です。宜しくお願いいたします。

事務局

飯塚市自治連合会 理事の 江島 康博 委員です。

委員

江島です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局

なお国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所 所長の竹下卓宏
委員、飯塚警察署 交通課長の 宮崎清己委員につきましては、
本日、所用のため事前に欠席するとのご連絡をいただいておりますの
で、ご報告申し上げます。

次に、事務局を紹介させていただきます。

都市建設部 部長の 鬼丸 です。

都市建設部長

都市建設部の鬼丸です。宜しくお願いいたします。

事務局

都市建設部 次長の 今井 です。

都市建設部次長

今井でございます。宜しくお願いいたします。

事務局

都市計画課 課長の 堀江 です。

都市計画課長

堀江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

以上で、事務局の紹介を終わります。

それではここで事務局を代表しまして、都市建設部長の鬼丸より、一言あいさつを申し上げます。

都市建設部長

皆様こんにちは。都市建設部長の鬼丸でございます。

本日、委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しいなかご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さきほど、市長のあいさつにありましたように、本都市計画審議会は、本市の今後の土地利用のあり方を審議する、重要な専門機関でございます。

本年度も、様々な「都市計画」を検討していただき、

その方針を決定していきたいと思っておりますので、委員の皆様には、専門的な立場で、また、市民の代表としての忌憚のないご意見を交わしていただきたいと思っております。

以上、甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。宜しくお願いいたします。

事務局

続きまして、本審議会の成立につきまして、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員 16 名中、過半数以上の 14 名の方にご出席いただいておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言されるときは、挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ちいたしますので、名前を述べられてから、ご発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

議案第 1 号 飯塚市都市計画審議会会長の互選について 審議をお願いしたいと思います。

本審議会の会長につきましては、今回が委員の改選後初めての審議会となっておりますので、選出していただきたいと思っております。

なお、会長につきましては、飯塚市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、委員の中から決定することとなっております。

どなたかご推薦等はございませんでしょうか。

委員

はい事務局。

事務局

道祖委員。

委員

道祖です。会長につきましては、近畿大学産業理工学部の依田教授を推薦したいと思います。

依田教授は、近畿大学産業理工学部の建築・デザイン学科教授としてご活躍でございます。都市環境問題について造詣が深いという風に聞いておりますし、本環境審議会の会長を長らく勤めておりますので、また今回の経過等についても十分ご存じでありますので、依田教授を推薦させていただきたいと思っております。

事務局

ただいま依田委員を会長にとの、ご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(一同拍手)

それでは、依田委員を会長とすることに決定いたします。なお、会長となられました依田委員には都市計画審議会条例第7条2項の規定により議長となり議事を進行していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第1号 飯塚市都市計画審議会会長の互選について を終わります。

ここで依田会長には、議長席へ移動していただきまして、会長就任のあいさつ及び議事の進行をお願いいたします。

議長

只今会長にご推薦いただきました近畿大学の依田でございます。都市計画審議会は先ほどお話にもありましたように飯塚市のまちづくりを進めていくうえで非常に大事な審議会になります。街なか含め様々なまちづくりが進んでいく中で審議会の会長として勤めさせていただきたいと思っております。委員の皆様のご協力の中で進めてまいりたいと思っておりますので是非ご協力をお願いいたします。

そうしましたら議事を進めてまいりたいと思っております。座ったままで進めたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

次第に沿って進めてまいります。本日は2件報告事項になっております。

まず報告第1号「飯塚市都市計画審議会について」ということでこちらについて事務局より説明をお願いします。

都市計画課長

都市計画課 課長の堀江でございます。どうぞよろしくお願い致します。座って説明させていただきます。

それでは、報告第1号「飯塚市都市計画審議会について」ご説明いたします。

本日、飯塚市都市計画審議会の報告に伴いまして、委員の皆様には2種類の資料を配布しております。

1つめは「資料1」といたしまして「飯塚市都市計画審議会について」と書かれた資料、2つめはファイルに綴じて配布しております飯塚市都市計画審議会の条例と規則でございます。

本日は、資料1にてご説明いたしますので、お手元に準備のほどよろしくお願いいたします。なお、クリアファイルに綴じております資料につきましては参考としてご覧いただければと思います。

今回は委員改選後、初めての審議会ということでございますので、初めて委員になられる方には説明の意味で、また、以前から委員をいただいている方については再度、確認の意味もこめまして、飯塚市都市計画審議会についてのご説明をさせていただきます。

それでは資料1をご覧ください。

大きく分けて「1. 都市計画審議会の目的と役割」「2. 委員報酬について」「3. 審議会の公開について」以上、3つのことについて説明してまいりたいと思います。

それではまず左ページの一番上、「1. 設置の目的と役割」のところをご覧ください。

なぜ都市計画審議会があるのかということについてでございますが、都市計画は、都市の将来の姿を決める非常に重要なものであります。また、土地に関する権利に制限を加えるものであります。

ですので、それに伴う行政機関や住民の利害関係を調整すること、さらには利害関係のある人の権利や、利益が損なわれないように適正に保護していく必要があります。

そのため都市計画法の77条2の中で市町村長の諮問に応じて、都市計画に関する事項については調査・審議するために都市計画審議会の設置、及び組織・運用に関しての条例化が規定されております。

また、同じく都市計画法の19条第1項において、「都市計画は市町村都市計画審議会の議を経て決定するもの」と規定されております。

そこで(1) 条例による位置づけ、にありますように、飯塚市でも飯塚市都市計画審議会条例を定めて、飯塚市都市計画審議会を設置しております。

続いて(2) 飯塚市都市計画審議会委員の構成についての説明に移ります。クリアファイルに綴じてある資料をお願いいたします。条例の2条、3条と飯塚市都市計画審議会規則の2条により委員の構成を決めています。

まず規則の第2条をご覧ください。審議会委員はまず、学識経験のあるもの、すなわち大学の教授、商工および農業関係等の皆様がここに

該当いたしますが、こちらが5名以内。次に、飯塚市議会の議員の皆様が6名以内。関係行政機関の皆様が4名以内。最後に本市に住所を有する方として5名以内、こちらは自治会連合会にお願いをしているところでございます。

以上のことから条例第2条のように、20名以内で構成されるよう取り決めております。

このことから、紙面の中段に記載のとおり、現在の委員の人数は表の上から5名、4名、4名、3名の16名で構成されております。

また関係行政機関については規則第3条に基づき、委任状により代理人を出席させることができます。この場合、代理人は議決に加わることができます。

では、(3)決議についての部分の説明に移ります。飯塚市都市計画審議会の議決は条例7条にありますように出席委員の過半数を持って決します。

しかしながら、この後、ご説明いたしますが、本誌では決議に至るまで、市民等対象に2回の計画内容の縦覧及び意見聴取、また本審議会へも、法定に基づかない報告を2回行うことの運用をしておりますので、過去に最終的な決議の段階におきましての議決を行ったことはほとんどございません。なお、過半数以上の出席がなければ審議会そのものを開催することはできません。

では、飯塚市都市計画審議会がどのように都市計画決定とかかわっているのかを図にまとめましたので紙面の下の「飯塚市都市計画決定の流れ」と書かれた図をご覧ください。

図に原案の作成から最終的な都市計画決定までの流れを矢印で示しております。

下のほうに飯塚市都市計画審議会のかかわり方を示しております。

①②③と都市計画審議会が3回開催されますが、③のみが法律に基づくものです。①②は法律に基づかないものではございますが、意見聴取の場として都市計画審議会を開催しております。

まず①都市計画の原案の段階で審議会に挙げまして、委員の皆様の意見を聴取いたします。

続いて、①都市計画審議会、公聴会等で出された意見、そして原案を基に案を作成し②の都市計画審議会です。再度意見聴取させていただきます。その後、県と事前協議をして案を確定いたします。

確定した案に対して、都市計画審議会の付議をするために、③の都市計画審議会を開催いたします。

③にて都市計画決定することが適当であるか否かの議決をいただきます。その後、県知事への協議を経て④の都市計画決定となります。

どのようなことを審議してきたかについては

紙面の右上に「主な審議案件」として載せておりますのでご覧ください

い。審議の案件には付議を求めるものと、その他意見を求めるのみのものとございます。

続いて2の委員報酬について、こちらは条例に基づいて、委員報酬と、交通費として費用弁償をあわせてお支払させていただいております。

開催通知にも同封させていただいておりますが、口座振り込みの手続きの際には請求委任の委任状が必要となりますのでご協力お願いいたします。

最後に3の審議会の公開についてでございますが、

飯塚市都市計画審議会は「飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規定」及び、「飯塚市情報公開条例」に基づいて公開をしています。

公開の方法としては 会議録を HP と市役所 1 階にございます情報公開コーナーで閲覧できるようにしております。

また、飯塚市都市計画審議会の傍聴も可能となっております。

以上、「飯塚市都市計画審議会について」の説明を終わります。

議長

以上、報告第1号の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特に初めての方よろしいでしょうか。

委員

はい議長。

議長

森委員。

委員

初めてでございますので私どもを対象にした説明であり資料かと思えます。ただ一点肝心なことをお尋ねしたいのは都市計画とは何ぞやが説明ないんですね。一番基本的なことが。ただ標題には都市計画とは都市の将来を云々という文言がありますが、もしよければ委員として都市計画とは何ぞやとうものの説明が、せつかくこういった資料をおつくりになられるのであれば、项目的に加えていただければ理解が深まるかなと思いましたので申し上げさせていただきます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。はい、事務局。

都市計画課長

はい、都市計画とは都市計画法第4条において都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画と定義されて、それを法的に決定することです。簡単に言いますと土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要な多くの事柄を相互の関係を考えながら定める、計画を一定の手続きにより決定することです。

都市計画として決定されますのは「住宅地、商業地、工業地などの土

土地利用の配置」「道路、公園、緑地などの都市計画施設の整備」「都市区画整理事業、市街地再開発事業」など町の発展に必要で公共性が高く、強く推進する必要がある事項についてでございます。都市計画決定がされますと、都市計画法に基づく都市計画制限が加えられて、都市施設の施工区域内では建築行為など一定の制限が発生することとなります。都市計画制限は事業を実施するにあたって、障害となることが予想される行為をあらかじめ防止しておくことによって将来の事業が円滑に行われるようにするものでございます。難しいかなとは思いますが、そういう風な今説明させていただきましたけど、将来的なところを考えたところで、事業を円滑に進めていくためにこの審議会の中で協議を進めていくことをしていただきたい、というものでございます。

議長

よろしいでしょうか、ちょっと専門的。他には、よろしいでしょうか。

委員

はい。市会議員の永末です。

資料1の方で説明があったんですけど、その下の方に都市計画決定の流れというところで3番の都市計画審議会以案の付議という形のものがあるんですけど、この付議というもののなんというんですかね、法的な位置づけとか、この説明がいただきたいというのと、結局これは付議をしたあとに県との本協議をして最後に都市計画決定となりますけど、この決定っていうのは県の本協議がだされることで自動的に決定となるのか、それとも決定というのが別に何かあるのかその点お願いします。

議長

事務局お願いします。

都市計画課長

はい、付議ということで専門的な用語で書いてありますので、なかなか分かりにくいところがあると思います。都市計画法の第19条の第1項の規定により市町村の都市計画の決定、及び準用する同法第11条第2項の都市計画の変更の場合につきましては付議としております。

委員

事務局。市会議員の道祖ですけど、事務局にお願いですけど今新しい委員さんから多々ですね審議会についてのご質問があるかと思えます。

それでいろいろ都市計画法、その条文を読まれてますけれどもできれば次回でも結構ですし、閉会中でも結構です。できればですね委員さんの方に都市計画法の内容についてですね資料を提供していただければ、ここで今口頭で言われても、ね、やっぱ資料と付き合わせないとわからないと思うんで、そういう風にして取り計らっていただければと思いますけど。

議長

はい。ありがとうございます。道祖委員のご意見でございますけれども。

都市計画課長

はい。そうですね今、道祖委員の方からお話がありましたように専門的な言葉とか、いう部分についてはなかなかやはり難しい部分があるかと思しますので、今の付議をはじめいろいろな都市計画に関する文言については、わかりやすいように、まとめた部分の資料を作成しまして皆様のお手元に配布できるように考えていきたいという風に思っております。

議長

よろしいでしょうか。はい。

委員

はい。

市会議員の城丸です。下の表の流れの中で、「県との事前協議」とか「県との本協議」とかありますけど、これは飯塚市の都市計画ですよね。県とのかかわりというか、たとえば開発行為とかそういうことで必要なんではないでしょうか。

議長

はい事務局お願いします。

都市計画課長

これについては都市公園とか、下水道事業関係とかそういう風な部分については県の関係機関と協議が必要になってきますのでそういう風なことで県との事前協議という風な分に関わってもらいます。

議長

よろしいでしょうか。

委員

本協議もその決定のところであるということで計画自体は飯塚市の計画ということでいいですかね。関係があるものだけ協議するということで。

都市計画課長

はい。

議長

はい。どうもありがとうございます。他にありませんでしょうか。

それではないようですので、その次の報告第2号「飯塚市立地適正化計画について」こちらのほうの説明を事務局よりお願いします。

都市計画課長

それでは引き続き、

報告第2号「飯塚市立地適正化計画について」ご説明させていただきます。

飯塚市立地適正化計画につきましては、平成27年度、28年度にかけ

て、本審議会に経過を報告し、委員の皆様のご意見をお伺いし、策定したものでございます。

本日、同計画の報告に伴いまして、委員の皆様にご5種類の資料を配布しております。

一つは、全116ページからなる「飯塚市立地適正化計画」、次に「飯塚市立地適正化計画 概要版」次に「都市機能誘導区域外での建築等の届出について」次に「居住誘導区域外での建築等の届出について」そして、最後に「飯塚市都市計画マスタープラン 概要版」以上の5種類でございます。

本日は、「飯塚市立地適正化計画 概要版」により、ご説明いたしますので、お手元に準備のほどよろしくごお願いいたします。こちらの薄い本でございます。

それでは、概要版の説明に入る前に、立地適正化計画について、簡単にご説明いたします。

平成26年5月1日に公布され、同年8月1日に施行されました「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の制定により、策定することができるようになった計画でございます。本年3月31日時点ではございますが、全国348の自治体が策定等に取り組んでおりまして、福岡県では13自治体に取り組んでおります。なお、すでに策定が終わり、公表しております自治体は、県内では、北九州市、久留米市、行橋市と、本市の4自治体のみでございます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページ 上段 「立地適正化計画ってどんな計画？」をごお願いいたします。

人口減少や生産年齢人口の減少・少子高齢化が進展していく中で、暮らしやすさや公共交通の使いやすさについて、将来への対応を考えていく計画でございます。

本市には暮らしに必要な施設がある程度まとまっている地域が複数ございます。これらの地域と市全体を交通ネットワークで結ぶ『拠点連携型の都市づくり』を進めることで、将来にわたり暮らしやすさが確保された誰もが「住みたいまち 住みつづけたいまち」を目指すものでございます。

本市の将来予想でございますが、1ページ 中段の「飯塚市の人口はどうなっていくの？」をごお願いいたします。

現状のままいきますと本市の将来人口は平成47年で110,439人でございます。平成22年と比較しますと25年間で約16%減少することとなります。人数で言いますと21,000人程度ということになります。

また、土地利用の推移を見ますと、その下図のとおり、昭和51年と平成21年を比較いたしますと、平成21年は黄色の範囲が広がり、郊外開発等による、田畑などが減少した一方で、建物用地が大幅に増加して

いることがわかります。

では、今後、このような状況が進んでいくと、暮らしにどのような影響をもたらすかという点につきましては、2 ページ上段の「人口が減っていくと私たちの暮らしはどうなるの？」をお願いいたします。

さきほど説明いたしました「人口・土地利用」以外に、本市の「交通環境」・「暮らしに必要な施設」、「産業・財政」の現状等を記載しております。

「交通環境」では、「鉄道利用者数は増加する一方、民営バスの利用者は減少。」が予想され、「暮らしに必要な施設」では、「スーパーマーケットの相次ぐ閉店で食品などが買いづらい状況。」となります。なお、策定時点の調査では平成 12 年以降、32 の店舗が閉店している状況でございます。

このような状況が続きますと、2 ページ 中段に絵で表していますように

「生活利便施設の縮小」

「公共交通の縮小・撤退」

「就業機会の縮小」

「地域コミュニティ機能の低下」

「空き家・低未利用地の増加」

「財政規模の縮小・公共施設の老朽化」

といったことが予想され、大きく分けると「生活利便性の低下」と「地域活力の低下」の課題が発生し、私たちの暮らしに大きく影響を与えるものと捉えております。

この課題を解消するための解決方法といたしまして、下段に記載しております。

「人口密度の維持」

「生活利便性の維持」

「地域コミュニティの維持」

に対応する施策の展開が必要と考えております。

なお、具体的な施策につきましては、後ほど説明させていただくことといたしまして、この施策を展開していくための都市像につきましては、3 ページ 下段の「これからのまちづくりの方向性」をお願いいたします。

具体的な都市像は、図で示しております「環境・暮らし・活力の持続性を高める『拠点連携型の都市』」でございます。

4 行目の朱書き、『拠点連携型の都市づくり』とは交通の利便の良い地域、生活圏の中心となる地域の生活環境を確保し、さらに、それらの地域間の移動のために交通ネットワークを充実させることで、本市全体の暮らしやすさを守っていこうとするものでございます。

また、拠点連携型の都市づくりと本市の特徴的な取り組みである大学

との連携や健幸都市づくりなどのまちづくりとを一体的に進めることで、将来の暮らしを支える生活環境の実現や本市の魅力を高める都市環境の実現が図れるものと考えております。

なお、この拠点連携型の都市づくりの方針は、本日配布しております、平成 22 年 4 月に策定した「飯塚市都市計画マスタープラン」で描いたものでございまして、本計画で『拠点連携型の都市づくり』の都市目標像を、具体的なまちのかたちで示しております。

4 ページの「飯塚市立地適正化計画はこんなまちづくりを目指しています」をお願いいたします。

「目指しているまちのかたち」は、暮らしに必要な施設などが集まる生活圏の中心となる地域と、それらの地域同士をつなぐことによって、暮らしに必要な施設などを将来にわたって効率的に利用でき、暮らしやすさが守っていけるようなまちでございます。本計画では、車に頼りすぎなくとも生活できる暮らしを実現するため、公共交通でつなぐことを考えております。

暮らしに必要な施設などが集まる生活圏の中心となる地域を『拠点』と位置づけ、暮らしに必要なサービスや行政サービスがある程度まとまって立地し、古くから住民の暮らしや交流を支えてきた地域で、将来にわたり生活圏の中心となることを見込まれる地域に設定しています。

また、その拠点同士をつなぐこと、いわゆる『拠点連携』は、地域間で、生活に必要な医療・福祉・商業などのサービスを補い合い、地域の交流を活発にしていくための連携として位置づけております。

では、具体的に設定した「拠点」及び「拠点連携」についてですが、中段の「拠点及び拠点連携の設定」の表をお願いします。

まず、拠点につきましては、JR 新飯塚駅、JR 飯塚駅、飯塚バスターミナルとその周辺を拠点といたします「中心拠点」

穂波支所、庄内支所、筑穂支所及び穎田支所とその周辺を拠点といたします「地域拠点」

さらに、12 地区の地区公民館とその周辺を拠点といたします「コミュニティ拠点」、大学を拠点形成における重要な要素として設定しております。

また、「拠点連携」に必要な軸といたしましては、福岡都市圏、北九州都市圏を結ぶ鉄道、バスを位置付けた「広域連携軸」。暮らしに必要な施設と拠点、拠点間を結ぶ鉄道やバスなどの地域交通を位置付けた「地域連携軸」を設定しております。

立地適正化計画制度では、この拠点と連携軸をもとに区域を設定し、拠点連携型の都市の実現をはかります。

ページをめくっていただき、5 ページ 「立地適正化計画で設定する区域」をお願いいたします。

立地適正化計画制度は、暮らしに必要な施設などを維持するエリア

や、人口密度を維持するエリアを明らかにすることで、民間のサービスの維持や立地を促す仕組みをつくとともに、交通ネットワークづくりや公共施設の再配置などの取組みを一体的に進め、人口が減少する中において暮らしやすいまちをつかっていこうとする制度でございます。

本計画では、この制度を活用した「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を設定し、本市が目指すまちづくりを進めることといたしました。

では、都市機能誘導区域についてですが、5 ページ 中段、都市機能誘導区域の設定をお願いいたします。

都市機能誘導区域とは、暮らしに必要な商業や医療、福祉などの都市機能 いわゆる「都市の役割・働き」を維持・誘導する区域でございます。その区域に維持・誘導したい施設を明示し、本市全体で生活サービスやコミュニティを維持するものでございます。

なお、区域設定にあたりましては、白丸に記載しております、5 つの視点で設定しておりますが、その下、※印に記載しておりますとおり、5 つの視点を満たす区域でありましても、都市計画上の用途地域の指定の無い区域は、都市的土地利用が定まっていないことから、都市機能を誘導する区域には設定しておりません。また、災害リスクの高い区域も除いております。

次に、本市が設定いたしました区域の範囲につきましては、6 ページの全体図のとおりでございます。

都市の役割・働きを維持・誘導する区域を凡例の都市機能誘導区域の5 種類の色等で示しております。

なお、5 種類の色等で区分している意味についてですが、5 ページ下段に戻っていただきまして、都市機能誘導区域の類型をお願いいたします。

表で示しておりますとおり、区域設定の考え方によりまして、5 つの類型を設定しており、それぞれの区域の役割分担のもと相互に連携することにより、本市の暮らしを確保し、魅力を高めていくものでございます。

では、具体的な類型については、

本市の中心市街地を区域としております「中心拠点型」。

旧町の役場、現在の支所の周辺を区域としております「地域拠点型」。

地区公民館周辺を区域としております「コミュニティ拠点型」。

中心拠点及び地域拠点以外で、生活利便施設が一定程度集積しております「暮らし維持型」。

最後に本市の強みでございます3 大学周辺を区域としております「学園都市型」。

以上が設定いたしました5 つの類型でございます。

さきほども述べましたとおり、それぞれの都市機能誘導区域には、維持・誘導したい施設を明示いたします。

1枚めくっていただき、7ページ「都市機能誘導施設の設定」をお願いいたします。

表の見方でございますが、左端に、都市機能誘導施設の種類 いわゆる維持・誘導したい施設、その横に5つの種類の枠を設け、区域として維持・誘導したい施設をマルで示しております。

施設の種類が一番上に記載しております「生鮮三品取扱店」、その下「一般病院、一般診療所のうち内科・小児科」につきましては、全ての都市機能誘導区域において、維持・誘導を図るものでございますが、その下の「保育所・幼稚園」につきましては、「中心拠点型」、「地域拠点型」、「コミュニティ拠点型」、「暮らし維持型」では、維持・誘導を図るものとしておりますが、「学園都市型」では、維持・誘導を図る施設には該当しません。

なお、都市機能誘導施設の立地を誘導するための4つの施策を、前ページのページ 下段に記載しております。

では、次に、「居住誘導区域」でございますが、8ページの「居住誘導区域の設定」をお願いいたします。

居住誘導区域とは、生活サービスやコミュニティが将来にわたって確保され、都市の活力が維持・増進されるように、人口密度を維持する区域でございます。

なお、区域設定にあたりましては、白丸に記載しております、4つの視点で設定しておりますが、さきほどの都市機能誘導区域と同様に、都市計画上の用途地域の指定の無い区域及び災害リスクの高い区域は除いております。

では、本市が設定いたしました区域の範囲につきましては、その下、中段の区域の全体図のとおりでございます。

緑色で示しております箇所が区域でございますが、図のとおり、赤の斜線で示す箇所がさきほどご説明いたしました都市機能誘導区域であり、重複しております箇所もございます。

都市機能誘導区域内もしくは、周辺に居住誘導区域を設定し、人口密度を維持することによりまして、都市機能誘導施設の維持・誘導を図るしくみとなっております。

なお、居住を誘導するための5つの施策を、下段に記載しております。

以上が、立地適正化計画制度を活用し、設定した「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」の概要でございます。

9ページ・10ページを飛ばしまして、11ページの「計画を実現するために」をお願いいたします。

建築等の届出とは、都市再生特別措置法第88条及び108条の規定に基づき、都市機能誘導区域又は居住誘導区域外で、要件にあたる行為を行う場合に、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などにつきまして、市長への届出を行うものでございます。

都市機能誘導区域に関する事項といたしましては、上段 青の枠で示した表の「都市機能誘導区域外での建築等の届出等」に記載しております「開発行為」、「開発行為以外」で明記しております行為を行う場合に届出が必要となるものでございます。

具体的な事例としては、7ページに戻っていただき、

さきほどご説明いたしました「生鮮三品取扱店」につきましては、都市機能誘導区域の全ての類型に維持・誘導することから、本市が設定した都市機能誘導区域外に、立地を目的とした開発・建築行為をする場合は、着工30日前までに届出が必要となります。

また、学園都市型の都市機能誘導区域に、保育所・幼稚園等の立地を目的とした開発・建築行為をする場合は、都市機能誘導区域内でありながらも、表で示すとおり、維持・誘導する施設ではないことから、保育所・幼稚園等の都市機能誘導区域外となり、届出が必要となります。

では11ページに戻っていただき、中段 緑の枠で示した「居住誘導区域外での建築等の届出等」をお願いいたします。

記載しております「開発行為」、「開発行為以外」で明記しております行為を行う場合に、都市機能誘導区域の際と同様に、30日前までに届出が必要となります。

以上が建築等の届出制度の概要でございます。

なお、建築等の届出制度を円滑にすすめて行くためには、関係者等への周知が必要と考えており、4月1日の制度開始以前に、不動産関係者や商工関係者等の集まる機会に出向きまして、本日、配布しております「都市機能誘導区域外での建築等の届出について」及び「居住誘導区域外での建築等の届出について」のリーフレットを活用してご説明しております。

6月末現在、居住誘導区域外に関する届出4件を受理しており、都市機能誘導区域外に関する届出はございません。

では、最後に、本計画の目標設定及び評価体制についてです。

9ページ「計画を実現するために」をお願いいたします。

本計画におけるまちづくりの基本的方針と施策の考え方の整理といたしましては、本計画におきましては、「将来の暮らしを支える生活環境づくり」と「飯塚市の魅力を高める都市環境づくり」の2つの基本方針を掲げ、その方針に必要な施策を、上段の表のとおり8項目設定しております。

これらの施策を進めることが、『地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくみ』、本市総合計画の都市目標像であります『人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち』の実現につながるものと考えております。

また、下段の表は、計画における施策と目標設定の相関図を表したものでございます。

本市の課題であります「生活利便性の低下」を解消するために、「拠点における生活利便施設等の確保」、「拠点およびその周辺における良好な居住環境の確保」、「接続安定的な交通ネットワークの構築」の施策の実施が、『歩いて暮らせるまちの形成』を生み出し、また、「地域活力の低下」を解消するための「地域コミュニティの活性化」、「飯塚市の魅力を高める学園都市づくり」、「都市の魅力向上による定住の促進」、「自然環境の保全と災害に強いまちづくり」の施策の実施が、『活発なコミュニティの活動の展開』を生み出し、この『歩いて暮らせるまちの形成』と『活発なコミュニティ活動の展開』によりまして、市民一人ひとりが健康かつ生きがいをもって豊かな生活を営むことができる『誰もが実感できる健康都市づくりの実現』に繋がり、その結果、本計画の都市目標像の実現が図れるものと考えております。

10 ページの「計画の成果と評価項目・目標値の設定」をお願いいたします。

地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむまちの実現を図るための施策を総合的かつ効果的に推進することで得られる総合的な成果を、さきほども述べましたとおり「誰もが実感できる健康都市の実現」としており、その評価項目を「健康寿命の延伸」と設定しております。

現在の状況は、オレンジの枠で囲まれております表 2 列目、評価項目のカッコに記載しております「平均寿命と健康寿命の差」でございまして、平成 26 年時点の男性 1. 46 年、女性を 3. 21 年となっております。概要版には記載していませんが、男性は平均寿命 80. 47 歳に対しまして、健康寿命 79. 01 歳、女性は平均寿命 86. 24 歳に対しまして、健康寿命 83. 03 歳となっております。なお、平成 38 年度の目標値は「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」としております。

次に、『歩いて暮らせるまちの形成』、『活発なコミュニティの活動の展開』の実現に向けた取り組みをはかる指標と目標値につきましては、表の 2 行目と 3 行目のとおりでございまして、『歩いて暮らせるまちの形成』につきましては、評価項目を「居住誘導区域内における人口の市域全体の人口に対する割合」とし、平成 22 年現在の 40. 5%を 45%に、『活発なコミュニティの活性化の展開』につきましては、評価項目を「交流施設の利用者数の増加」とし、平成 27 年現在の 39 万 2 千 4 百人を 43 万 3 千人に、それぞれ平成 38 年度の目標値に設定しております。

最後に評価体制につきましては、10 ページ下段の「評価を実現するために」をお願いいたします。

拠点連携型の都市づくりについては計画的な時間軸の中で長時間かけて施策を展開していく必要があることから、適切な進捗管理と評価を行ってまいります。

評価につきましては、本市による自己評価と、都市計画に関し専門性・中立性を有する、本都市計画審議会に第三者評価を行っていただき、

必要に応じて、本計画の見直しを行うこととしております。

なお、国の都市計画運用指針ではおおむね5年ごとに評価を行うこととなっております。

本計画の概要は以上でございますが、1枚めくっていただき、12ページには本計画で実現したいまちの姿をイラストで表現しております。

また、1枚めくっていただき、13ページと14ページには、「計画を策定した理由」や、「区域を設定する理由」等をわかりやすく記載しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

今回、概要版にて本計画の内容をご説明いたしましたが、概要版の各項目には、本編に相当するページ数を記載しておりますので、本編での詳細を確認いただく際にご活用ください。

なお、本計画を読んでいただくなかで、内容等に不明な点がございましたら、都市計画課都市政策係まで連絡の程よろしく願いいたします。

以上、「飯塚市立地適正化計画について」の説明を足早でしたが終わらせていただきます。

議長

はい。どうもありがとうございました。報告第2号について説明が終わりましたけれども、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

ひとつちょっとあの10ページの下のところは計画の評価というところがあってそのところに審議会が第三者評価ということについて書いてあるんですが、ここについては目標値に達成しているかどうかということを確認するというところでよろしいですかね、それと、たとえば毎年やるのか、5年に1ぺんなのかその辺の都市計画審議会の役割をもうちょっとお願いします。

都市計画課長

基本的には目標値にどれくらい近づいているかということをお知らせさせていただくとかそういうふうな部分が出てくるかと思っております。

議長

それは毎年ということではなくて、中間的な、たとえばその、5年に1回とかそういうことでよろしいでしょうか。

都市計画課長

先ほども説明の中でお話をさせてもらったんですけど、毎年報告できればいいんですけど、なかなか緩やかな部分もあるということで5年後を目処にということをお考えしております。

議長

はい。わかりました。他に委員の方から。本編厚い報告書になりますのでこちらも一度見ていただければと思います。

委員

議員の城丸です。要は人口減少に合わせてまちづくりをしていくという話だと思うんですけど、拠点とか拠点連携とか拠点連携型のまちづくりとかいうんですけども、たとえば地域拠点とコミュニティ拠点がどう違うかとかその辺がよくわからないんですけども。

議長

いかがでしょうか。4 ページですかね。

都市計画課長

いろんな拠点がありますので、わかりにくいという風に思いますが、概要版の4 ページの方を見ていただきたいと思います。その中に地域拠点とはどういうものか、これは旧町いわゆる支所機能でございますけど、穂波支所、筑穂支所、及び穎田支所この周辺が地域拠点ということになります。

それとコミュニティ拠点というものについては、地区の公民館。それぞれの公民館がございますけど、それをコミュニティ拠点という形で示しております。

委員

地域拠点とコミュニティ拠点、ほぼ一緒やろ。要はその拠点ごとにね、都市誘導区域と、居住誘導区域があって、そこで拠点ごとの連携というものがあるけど、その中で、暮らしていけるようなまちづくりにしようということやろ。端的に言うと。

議長

それぞれの拠点に誘導する施設ですかね。それがちゃんとう。

委員

基本的には、拠点の中で、生活できる、歩いて行ける、地域包括ケアシステムとかあるよね。それも 30 分以内とかあるんで、だからそういうのかな、そういうので作って、あとは大きなスーパーとかそういうのが別に中心型とか何とかそういうのになっていくと。

都市計画課長

人口の部分だけじゃなくて、今後拠点同士をつなぐという部分もありますけど、住みやすいまちをつくろうという、というふうな目標になります。

それと今説明をしていただいたんですけど、これ策定するまで、都市計画審議会のほうで、ご説明をさせていただいておりますけど、飯塚市立地適正化の 83 ページのほうにですね今委員が質問されましたようなことにつきましてですね、あらかたご理解いただけるような資料になるのかなということをつけておりますので、ただいろいろと今すぐですねこの部分をご理解は難しいとは思いますが、見られて、色々わからないことがあるときはですね、また色々お尋ねしていただけたら、という風に思っております。

	<p>議長 はい。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。</p> <p>委員 ありません。</p> <p>議長 それでは報告第2号「立地適正化計画について」終わりたいと思います。 本日用意された議題等、以上になります。それでは、本日の議事は全て終了したいと思います。 尚、この後は事務局に進行をお願いいたします。</p> <p>都市計画課長 依田会長、どうもありがとうございました。 また、委員の皆様におかれましても熱心なご審議を頂き、事務局を代表しましてお礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。 今後とも、市政発展のため、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願いいたします。 なお、次回の審議会の予定は、日程が正式に決定しましたら連絡をさせていただきます。 また、本日の報酬につきましては、7月21日（金曜日）に指定の口座へ振込みをさせて頂くように考えておりますので宜しくお願いします。 以上で、飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。 本日はどうもお疲れ様でございました。</p>
会議資料	第24回 飯塚市都市計画審議会 「資料1」 「飯塚市立地適正化計画(概要版)」
公開・非公開 の別	① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者0人)
その他	